

2004. 10. 2

佐川克弘

『近年の少雨傾向』と河川管理者の“説明責任”

最近の流域委員会に於いて河川管理者はさかんに『近年の少雨傾向』を強調しています。しかし私はそのことと「利水安全度」とどのように拘わって来るのか河川管理者は十分に“説明責任”を果たしていないのではないかと考えます。以下に具体的に挙げてみます。

(1) 降雨量 (→第4回WG資料1-8-1)

別紙3に「近年20年程度の渇水年の降水量」として

昭和53(1978)年	1, 430mm
昭和59(1984)年	1, 440mm
昭和62(1987)年	1, 442mm
平成 6(1994)年	1, 208mm
平成12(2000)年	1, 465mm

を挙げています。

ここで「年間降水量が最小ではない昭和14年に最大渇水となるのは、降水時期の問題」なのだったら、月別降水量もデーターを提供すべきだったと考えます。

なお「近年20年程度」はここでは「近年23年」ですが、このように恣意的としか考えられない期間を設定することに対して(私はこの問題を「H6年・取水制限したら増えていた給水量!」=第5回WG参考資料1で指摘しました。)流域委員会でもなたも河川管理者に問いたださなかったことは誠に遺憾であると言わざるを得ません。

(2) 利水安全度 (→第3回WG資料1-3)

p13で「淀川下流部の確保可能量(フルプラン完成施設)」が示されています。そして「最近、全量補給出来ない頻度が増加している 最近20年2位は昭和59年で75%程度の実力」と説明されています。具体的に全量補給できない年は

昭和59年
昭和61年
平成 6年
平成 7年

の4カ年であったとしています。

ここで昭和61年は(1)では何故か渇水年ではなく、渇水年とされた昭和62年は何故か「実力」が低下せず、渇水年ではない平成7年は何故か「実力」が低下していることになります。

しかし問題は「実力低下」の詳細内容とその際の周辺データーです。思いつくまま列記してみます。

- ①「実力低下」したのは365日間続いたのかどうか。具体的に発生日を明らかにしてもらう必要がある。
- ②その時の流量は?
- ③その時の琵琶湖、木津川ダム群、日吉ダムの放流量は?
- ④その年の琵琶湖水位はどのように変動したのか?
- ⑤その年の月別降水量は?(琵琶湖集水域、木津川ダム群集水域、日吉ダム集水域別に)
- ⑥制限率別取水制限日数。その結果としての取水実績。
- ⑦維持流量に対するカット率別実施日数。その結果としての維持流量。

(3) 淀川水系の水需給 (→第3回WG資料1-2)

この資料の最大の問題点はp5に記載された「淀川水系における水需給の現状」のグラフです。ここに掲げた「水供給実力低下」が捏造であったことは重大です。この問題は「近年20年程度」のような「可愛げのあるチョロマカシ」ではなくて淀川水系の水需給の根幹にかかわる大問題だからです。ここで私は流域委員会各位、特に（フルプラン淀川部会の委員に名前を連ねている）池淵周一、嘉田由紀子、槇村久子の三氏は失礼ながら委員としての「職務怠慢」だと考えます。何故なら流域委員会に河川管理者が提出したデータが捏造であったと指摘された以上、流域委員会として河川管理者、具体的には宮本河川部長に質問してしかるべきだと思われるのに質問していないからです。（第5回WG参考資料1 495参照。）

資料のp1に戻ります。このページの下段に「淀川下流における都市用水の取水状況」のグラフが掲載されています。このグラフの対象期間が92～01年の10年間なので（1）の「近年23年」とは9年、（2）の「実力低下」とは7年重なっていることになります。ここで「渇水年」「実力低下年」とこのグラフを比較すると

- ①平成6（1994）年は「渇水年」であり「実力低下年」でもあるが平均取水量も最大取水量も突出している。
- ②「実力低下」したとされる平成7（1995）年に際立った変化は認められない。
- ③同じく「実力低下」したとされる平成10（1998）年は、平成7年以降減少傾向が読み取れる平均取水量のトレンドを反映している。
- ④平成12（2000）年も「渇水年」に指定されているが、取水したくても取水出来なくて取水できず時間給水した水道事業者があったとか、操業を短縮した企業があったとか聞いたことがない。

要はこのグラフは既得水利権が実需に対して過大であることを示している以外の何物でもないと考えます。また1/10確率を超える平成6（1994）年に於いて実施した取水制限は実質的には“掛け声”だけであったことが証明されたことになります。

(結論)

- 1) 河川管理者は「近年の小雨傾向」「実力低下」に関して“説明責任”を果たしていない。
- 2) データを捏造するに至っては論外であり、猛反省を求める。（このような行動は自らの信頼性を失うだけで、今後注意深く見守るべき「近年の小雨傾向」の問題の検討に役立たなくなることを認識すべきだ。）

以上

※第3回WG資料1-2のグラフの水利権量 $102.269\text{ m}^3/\text{S}$ に対して、資料1-3（p4）の淀川（下流）の水利権量は（計算すると） $102.611\text{ m}^3/\text{S}$ となる。両者が異なる理由も“説明”していただく必要があると思います。